

お引越しに必要な各種手続とタイミング

残代金のお支払いが終わり、引き渡しを受けたら、引越し作業がまっています。
スムーズなお引越しを実現するため、しっかり計画を立て各種手続を行ないましょう。

項目	引越し前にすること	check	引越し後にすること	check	届出先
引越し業者の手配	●引越し業者を決め、費用の見積もり ※繁忙時期には早めの連絡をしましょう				・運送会社
管理組合/貸主への届出	●持ち家（マンション）の場合 管理組合へ 区分所有者変更届 の提出 ●賃貸の場合 貸主や管理会社へ退去の届出		●入居届、管理組合へ 区分所有者変更届 の提出（マンションの場合）		・管理組合 ・貸主（管理会社）
住民票の異動届	●転出日の前に転出届を提出し 転出証明書 を受領（転出の14日前から当日までに）		●新住所を所轄する役所に 転出証明書 を持参し転入届を提出（転入後14日以内に出す規定に注意）		・市区町村役所（学校）
印鑑登録の変更	●印鑑登録の廃止の届出		●新住所を所轄する役所で再登録		
転校の届出 公立小・中学校	①学校に 転校届 を提出 ②学校から 在学証明書 と 教科書給与証明書 を受領 ③役所に転出届を提出し 転出証明書 を受領		①新住所を所轄する役所に 転出証明書 を持参のうえ転入届を提出し 転入学通知書 を受領 ②転入先の学校に、 転入学通知書 、 在学証明書 、 教科書給与証明書 を提出		
電気/ガス/水道の移転	●管轄の局や事業所に連絡（停止や閉栓手続き） ※直前のメーターを確認し清算 ※インターネットでも手続できるものもある		●各届出先の使用開始申込書等に必要事項を記載し投函 ※インターネットでも申込みできるものもある ※ガスの開栓は立会いが必要		・電力会社 ・ガス会社 ・水道局
電話の移設	●電話会社に連絡をして新旧の住所、契約者氏名、利用開始希望日を申し出る ※インターネットでも移転手続可		●設置の内容により、費用がかかる場合もある		・電話会社
郵便物の転送届	●最寄の郵便局の窓口に転居届を提出 1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送できる ※インターネットでも手続可		●転居届受付後、日本郵便社員により転居の事実確認をする場合がある		・郵便局
運転免許（住所変更）	●転出時の届出は不要		●新住所の所轄の警察署等に記載事項変更の届出		・警察署 ・運転免許センター
車やバイクの移転	●普通車・軽自動車は転出時の届出は不要 ●原動機付自転車は旧住所を所轄する役所でナンバープレートの返納		●普通車・軽自動車は新住所を所轄する局・協会の手続き ●原動機付自転車は新住所を所轄する役所で登録手続き ※住所変更から15日以内		・所轄の陸運局 ・軽自動車検査協会 ・市区町村役所

※各市区町村や、引越し形態によって手続き方法が異なる場合がありますので、詳しくは、事前に各所轄の届出先へお問合せのうえお手続きください。